

---

○議長（木下一己君） ただ今から、平成29年第4回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

---

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番 近藤八郎 議員及び2番 宮澤清士 議員を指名いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（木下一己君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 行政報告を申し述べる前に、一言、臨時会開会に当たり御挨拶を申し上げたいと存じます。

祭事や行事の多い8月を迎え、議員各位には何かと慌ただしい日々をお過ごしのことと推察するところでございます。このような折、第4回下川町議会臨時会を開会させていただきましたところ、議員各位には大変御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございました。

今臨時会で提案させていただきます議案は、条例案件1件、単行案件3件並びに補正予算案件1件の計5件であり、そのほか1件の行政報告を述べさせていただきます。

議案審査に当たりましては、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、行政報告を述べさせていただきます。

「持続可能な地域社会創造に係る包括連携に関する協定」の締結について、御報告を申

し上げます。

本町では、循環型森林経営の構築、カーボンオフセット、森林環境教育など、森林の持つ多面的な機能の活用による持続可能な森林づくりや、森林資源を無駄なく活用するゼロエミッションの木材加工など、森林資源を最大限・最大効率に活用する取組を進めているところであり、こうした取組を基盤に、国から環境未来都市に選定され、経済・環境・社会の三側面の価値創造による持続可能な地域社会の実現に取り組んでいるところでございます。

このような取組を進めている中、7月29日に、三井不動産株式会社、港エステート株式会社と「持続可能な地域社会創造に係る包括連携に関する協定」を締結したところでございます。

その概要についてでございますが、三井不動産株式会社は我が国最大手の不動産会社であり、100%出資会社である港エステート株式会社を通じて、道北を中心とした道内31市町村に約5,000haの森林を保有、管理しており、下川町におきましても保有林約12haを所有され、本町の森林づくりに御協力をいただいているところでございます。

同社は、この森林管理において、持続可能な森林循環を意味する「終わらない森創り」に取り組み、保有林材を積極的に活用されるなど、森林と都市を結び「植える・育てる・使う」という森林循環を実践されております。

このように、森林の管理と活用に対する考えが双方共通するとともに、本町の環境未来都市構想に掲げる理念と、同社が目指す社会・経済の発展と地球環境の保全の理念が共通し、さらには森林資源の活用のみならず、地域活性化への寄与貢献についてもお考えがあると認識している次第でございます。

こうしたことから、「終わらない森創り」これは持続可能な森林の管理と活用であります。これを基軸とする「持続可能な地域社会の実現」に連携、協力することを合意し、この度、包括的な連携協力に関する協定を締結することになりました。

既に、同社主催イベントでの使用資材について、本町産木製品を御活用いただいているところでありますが、今後におきましては、本協定を基に双方協議の上、下川町産木材、木製品の供給をはじめ、幅広い分野において、地域活性化に結び付く取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、議員各位、町民の皆様の特段の御理解と御支援等を賜りますようお願いを申し上げます、行政報告といたします。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

---

○議長（木下一己君） 日程第5 議案第1号「下川町宿泊研修交流施設の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 下川町宿泊研修交流施設の設置及び管理に関する条

例について、提案理由を申し上げます。

本案は、現在、地域商業再生事業として建設を進めております、宿泊研修交流施設の設置及び管理について、「地方自治法」第244条の2第1項に基づき、公の施設として条例を制定するものであります。

宿泊研修交流施設は、地域資源を活用した町民と都市住民等との交流を促進し、滞在型交流人口の増加を図るとともに、地域の活性化に資することを目的として設置するものであります。

名称は下川町宿泊研修交流施設「結い<sup>ゆ</sup>の森<sup>もり</sup>」とし、施設の場所は南町89番地2ほかで、構造は木造一部2階建て、延べ床面積は783.53㎡であります。宿泊室22室のほか、研修交流スペースなどを設けております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第6 議案第2号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が700万円以上となった契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、国民健康保険調整交付金の直営診療施設整備分を活用し、電子カルテシステムの導入を予定するもので、患者の利便性の向上、業務の効率化、医療事故の防止など、安全で安心な治療を提供できる重要な役割を担うものであります。

経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、7月5日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入指名業者について検討いたしました。

その結果、導入を予定する電子カルテシステムは、選定業者1社以外、道内の医療機器

取扱店では取扱いを行っておらず、選定業者との随意契約となるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど  
お願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第7 議案第3号「下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の  
指定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の指定につい  
て、提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理者により行うものであり、「地方自治法」第  
244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

候補者の選定につきましては、7月11日まで公募による募集を行い、応募者が1件あ  
りましたが、7月14日及び20日に下川町公の施設に係る指定管理者選定委員会において

審査を実施し、応募のありました「一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社」を指定管理者の候補者として選定したところであります。

選定した理由といたしましては、施設の目的を理解し、五味温泉経営の実績をいかすとともに、サービスの向上を図り、集客に努めるなど、健全な施設の運営に取り組むことが見込めると選定委員会からの報告があり、「一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社」を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

また、指定管理の期間は、条例等の諸手続きが済む8月15日から平成32年3月31日までの期間とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第3号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第8 議案第4号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、去る6月3日、公用車が名寄市西7条南7丁目の市道交差点で起こしました交通事故に伴う損害賠償の額を定めるものでございます。

本事故は、山びこ学園生活支援員が乗車し、名寄市立総合病院に入院中の本学園利用者の方への面会に向かう際、信号機のある交差点で、信号機が赤のため一時停止していた路線運行中の名士バス株式会社の車両後方に追突するという交通事故を起こしたものでございます。

この度、過失割合が10割と確定し、11万3,778円を賠償することで示談が成立しております。なお、賠償金につきましては、一般会計補正予算で措置してございます。

日頃より、職員には交通事故防止に対して常に注意を促しているところでありますが、今後このようなことがないよう、一層安全運転を喚起し、交通事故防止に努めるとともに、被害者に対し深く御詫びを申し上げます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第9 議案第5号「平成29年度下川町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第5号 平成29年度下川町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度一般会計の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ1億2,848万円を追加し、総額を55億2,145万円とするものであります。

今回の補正の要因につきましては、補助採択によるもの、実施設計完了によるもの、公用車事故の示談成立によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費、民生費、商工労働費で、国の交付金事業の採択により、持続可能な地域経済社会創造プロジェクト事業に係る経費をそれぞれ計上しております。

また、民生費では、議案第4号に関連して賠償金を。

衛生費では、埋立てごみのストックヤード整備に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国庫支出金、諸収入、町債を計上しております。

第2条の地方債補正につきましては、ストックヤード整備に係る委託料及び工事請負費を補正計上することに伴い、限度額を増額するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第5号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 以上をもって、日程は終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、本日、午後3時まで休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、本日、午後3時まで休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、散会とします。

午前10時18分 散会